

令和元年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年12月9日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第65号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の制定について
- 第 9 議案第66号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第10 議案第67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第11 議案第68号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第13 議案第70号 各委員会の委員等の報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第71号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第72号 中頓別町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第73号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第74号 中頓別町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第75号 中頓別町水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第76号 中頓別町国民健康保険病院使用料等条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第77号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について

- 第21 議案第78号 工事請負変更契約の締結について
 第22 議案第79号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算
 第23 議案第80号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
 第24 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

1番 高橋 憲一 君	2番 長谷川 克弘 君
3番 西浦 岩雄 君	4番 宮崎 泰宗 君
5番 東海林 繁幸 君	6番 星川 三喜男 君
7番 細谷 久雄 君	8番 村山 義明 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 生吉 君
副 町 長	遠藤 義一 君
教 育 長	田邊 彰宏 君
総 務 課 長	小林 嘉仁 君
総 務 課 参 事	野 露 みゆき 君
総 務 課 参 事	笹 原 等 君
総 務 課 参 事	野 田 繁実 君
総 務 課 主 幹	市 本 功一 君
総 務 課 主 幹	庵 日 鶴 君
総 務 課 主 幹	石 川 章 人 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産 業 課 参 事	永 田 剛 君
産 業 課 参 事	渡 邊 誠 人 君
産 業 課 主 幹	西 川 明 文 君
産 業 課 主 幹	北 村 哲 也 君
建 設 課 長	土 屋 順 一 君
建 設 課 主 幹	千 葉 靖 宏 君
保 健 福 祉 課 長	吉 田 智 一 君
保 健 福 祉 課 参 事	黒 瀧 仁 司 君
保 健 福 祉 課 主 幹	相 馬 正 志 君
教 育 次 長	工 藤 正 勝 君
教 育 委 員 会 主 幹	小 林 美 幸 君

国保病院事務長	長	尾	享	君
会計管理者	藤	田	徹	君
認定こども園園長	相	座	豊	君
自動車学校長	山	田	和志	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今	野	真二	君
議会事務局書記	田	辺	めぐみ	君

◎開会の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村山義明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、宮崎さん、5番、東海林さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（村山義明君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

長谷川さん。

○議会運営委員長（長谷川克弘君） おはようございます。よろしく申し上げます。議会運営委員会報告を申し上げます。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項に関し、11月28日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1、本定例会の会期は、本日12月9日から12月11日までの3日間とする。

2、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3、一般質問について、通告期限内に通告したのは5議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4、町長提出議案の取り扱いについて、全議案本会議で審議する。

5、閉会中の郵送陳情等の取り扱いについて、全議員に写しを配付する措置をとり、議長預かりとした。

6、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで、役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（村山義明君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（村山義明君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月9日から12月11日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月9日から12月11日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長(村山義明君) 日程第4、諸般の報告を行います。

去る11月13日、東京渋谷のNHKホールで開催された第63回町村議会議長全国大会及び第44回豪雪地帯町村議会議長全国大会に出席いたしました。詳細につきましては別紙報告のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。なお、大会前の12日には宗谷、オホーツク議長会共催で武部新衆議院議員との意見交換会があり、出席いたしました。

議長一般報告及び監査委員の例月出納検査報告、定期監査報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長(宮崎泰宗君) それでは、私のほうからいきいきふるさと常任委員会の所管事務調査について報告をさせていただきます。

令和元年12月9日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、ドリームジャンボファームの運営状況について。

2、調査の方法、資料による説明聴取及び現地視察。

3、調査の期間、令和元年11月28日。

4、場所、議場及び松音知。

5、調査の結果、本委員会は、11月28日、令和元年第3回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項として調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、(1)、現状では補助要件を満たしていないので、早急に対応を望むものである。

(2)、年度末を持って経営状況を判断するだけでなく、年度途中であっても計画よりも著しく達していない状況になった場合、町からの指導を望むものである。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(村山義明君) これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（村山義明君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） 皆さん、おはようございます。師走の大変何かと多様な時期でありますけれども、定例会、全議員のご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げたいと思います。行政報告につきましては、一般行政報告につきましてはお手元の資料のとおりでありますけれども、2点私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

まず、1点は稚内空港ビル株式会社に係る株式の譲渡についてであります。北海道内7空港（新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港、旭川空港、帯広空港、女満別空港）については、広域的な観光周遊ルートの形成等を通じた広域観光の振興や各空港のマーケティング力の底上げ、空港間の機能補充、航空ネットワークの充実を図るため一体的な運営の民間委託に向けた手続きが進められているところであり、令和元年10月31日に北海道エアポート株式会社はその運営権者となったところであり、各空港における運営事業の開始時期については、段階的に行われることとされておりまして、稚内空港においては令和3年3月からの事業開始に向けて現在各種手続きが進められているところですが、このたびの民間委託に伴い、現在町が保有しております稚内空港ビル株式会社の株式は令和2年1月7日、予定でありますけれども、に運営権者である北海道エアポート株式会社に譲渡することとなります。

記、保有株数1株5万円が20株。譲渡代金、1株6万5,361円、これが20株で、130万7,220円となるものであります。

2点目でありますけれども、中頓別町国民健康保険病院常勤医師の退職についてであります。令和元年、ことし10月16日に採用となりました石井学医長につきまして、一身上の都合による自己都合として令和元年12月13日付けにて退職することとなりました。今後におきましては、医師2名体制の確立に向けて医師募集活動をさらに強化して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（村山義明君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 町国保病院常勤医の退職についてですけれども、報告からしても10月16日採用ということなので、2カ月足らずでおやめになったということになるわけで、これ今初めて報告をされたわけですから、もう少し説明できる部分はないのかなと思うのですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 大変申しわけありませんけれども、退職の理由については一身上

の都合というところでご理解を賜りたいというふうに思います。今回の医師の採用に当たりましては、紹介会社を経ての面接を行った上で採用しているものでありますけれども、過去本町との実績としては初めての紹介会社であったということがあります。いずれにいたしましても、採用する時点においてしっかり本町の状況を理解、説明に努めて、今後このような短期間で退職に至るといようなことがないように十分面談等において丁寧にやっただ上で採用になるようにというふうなことで心掛けてまいりたいというふうに思います。大変残念であり、また期待をしていただいた町民の皆さん、議員の皆さんに対しても大変申しわけない結果になっておりますけれども、そういったことでご理解を賜りたいと思います。申しわけありません。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、今の件ですけれども、町長の説明、全くわからない。やめたという結果はわかっているのだけれども、やっぱりそれが何の理由だったか。例えば給与条件が合わなかったのか、来てみて自然条件が合わなかったのか、その辺のくらいの説明しなかったら宮崎議員が言ったことが何もならないのではないかと。もう少し丁寧にやらなければ、個人の情報等の問題にかかわることは何も聞くわけではないのだけれども、そもそもの、たった2カ月です。その辺でやめたという理由が人間関係だったのか、給与面だったのか、自然条件だったのか、そのぐらいのことはやっぱり知らせてもらわなければならぬ。

以上です。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 詳細については説明をちょっとご容赦いただきたいというふうに思いますけれども、今申し上げたような中であつた金銭的な問題とか給与面の問題であるとか、あるいはここに赴任して地理的な条件の問題というふうなことではなく、あくまでも、勤務をしていただいた上で本町の国保病院と合わなかったということになるのかなというふうに思います。大変申しわけありませんけれども、そういったところでご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 私も、もう1点この医師についてちょっとお伺いしたいと思います。

せっかく2人目の医師確保ということで町民もさぞかし喜んだことだと思いますが、本当に今東海林議員や宮崎議員も言ったとおり2カ月足らず、何か聞けば11月いっぱいまでやめたという話も聞いておりますし、いろいろなうわさも聞いております。その中で、紹介会社からのあっせんといえどもその後面接していますよね、町長、事務局長等々が。そういうことで、その医長の性格とか、そういうのは見受けられなかったのか。私も病院の診療に1回行ってきました。人当たりのいい先生だなと。そのとき先生、長くこの町で頑張ってくださいとお願い申してきたところなのですけれども、そのときには返事もよく、い

やいや、中頓別町はいいところですねという話をしてきたところ、途端に、私の言い方が悪かったのか、退職しますといううわさが流れ、何でまた本当に、個人的にいろんな条件が合わなかったのか、東海林議員の言うように自然が余りにも自然過ぎて、この冬場に来て、いづらくなつたのかなと思ったりしたのですけれども、今後この医師2名体制に向けて町長、どのように人選、要するに質の見分け方をモットーにしていくのか再度お伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 今医師確保、大変厳しい状況にあることはご承知いただいているというふうに思います。なかなか面接に至るまでの機会も多くつくれていないという現状があるのは確かでありすけれども、今回のことを教訓といたしまして、たとえ厳しい状況にあっても本町での勤務を長く続けていただける、そこをしっかりと見きわめるような、面談時、その前のもちろん先生の医療の経歴とか、そういうことも十分踏まえてやっていかなければならないなということを改めて感じているところであります。今も次の先生の確保に向けて動いております、近く1件面談も予定をしております。そういう中で慎重な判断をするように心がけていきたいというふうに思います。ご理解を賜りたいと思いません。

○議長（村山義明君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

引き続き教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 教育行政報告をさせていただきます。

中頓別小学校PTAが今年度の文部科学大臣表彰の優良PTAに輝いたことを報告します。11月15日に東京都で開催された授賞式に沢口智校長が出席して、表彰状を受け取っております。この表彰は、挨拶運動を30年以上推進したことによるものです。30年以上前、当時のPTA会長だった村山義明氏は全国各地で課題になっていた生徒の暴力行為などに胸を痛めておられました。PTAとしてできることはないかと模索する中で、教育や子育ての基本は挨拶、みんなで挨拶をすることが課題の解決の糸口になると提案されました。町教委や校長会、教頭会などと協議して、挨拶運動が誕生しております。その後町民にも広く挨拶運動がPRされ、浸透してきました。この運動は、子ども同士や教員、保護者とのコミュニケーションや地域住民とのふれあいに繋がっております。現在も街頭放送で啓発されるなど、子どもたちの元気な挨拶は地域住民の心の涵養に寄与していると思います。このような中頓別小学校のPTAの活動が認められ、文部科学大臣表彰を受賞したものです。今年度の文部科学大臣表彰には全国129団体、道内5団体が輝きました。管内からは中頓別小学校PTAが唯一の受賞となりました。先日役場で受賞報告がありまして、平山翔一PTA会長は歴代のPTAの方々が長く運動を続けてきたことが実を結び、

子どもたちの成長に繋がったことが評価されて良かったと話されております。

○議長（村山義明君） ただいまの教育行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎同意第2号

○議長（村山義明君） 日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、氏名、是川哲男さん。

是川さんにつきましては、平成28年12月24日から今年12月23日までの任期で第1期目の任期についていただいております、この3年のうち職務代理が1年、現在は委員長に当たっていただいております。是川さんは現在70歳でありまして、固定資産評価に精通していることから、ぜひ全員一致での再任の同意をお願いしたいと考えているところであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

同意第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立多数です。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（村山義明君） 日程第7、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受け付け番号1番、議席番号7番、細谷さん。

○7番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和元年第4回定例会に当たりさきに通告いたしました1点の項目につきまして質問をさせていただきます。

それでは、中頓別町の教育の現状、課題、今後の方向性についてお伺いをいたします。教育を取り巻く環境は国際化、情報化が進展する中で大きく変わり、小学校では2020年度よりプログラミングの教育が必修化されるようだが、そもそもプログラミングとは何か。どんな授業をするのか。また、5、6年生では外国語が一つの教科となる。そこで、中頓別町においても時代の変化に対応した先進的な取り組みが必要だと思うが、現在の教育の現状、課題、今後の方向性について教育長に伺います。

○教育長（田邊彰宏君） 細谷議員の質問に答弁させていただきます。

プログラミングとはコンピューターに行ってほしいことをしっかりと道筋を立てて正確な指示を与えること、コンピューターを利用した計測や制御の基本的な仕組みを理解させることです。プログラミング教育の狙いは、大きく1つ目、プログラミング、論理的思考を育むこと、2つ、プログラムの働きのよさ等への気づきを促し、コンピューターを上手に活用して問題を解決しようとする態度を育むこと、3つ、各教科等の内容を指導する中で実施する場合にはコンピューターを使って学びをより確実なものとする事となっております。難しいプログラムを書くことやキーボードで入力するなど技能を習得することは狙いではありません。授業の例として、小学校の5年生の算数で正多角形の作図があります。算数用のプログラミング教材を使って正多角形を描く。プログラミングで入力した数値、辺の数や角度などを表にまとめる。表から正多角形の性質を読み取り、気づきを生かして、さまざまな正多角形を描く。辺の数と曲げる角度を掛けると360度になる。どの正多角形も1つの角の大きさと曲げる角度を足すと180度になる。辺の数が多くなるほど円に近くなることを気づかせる授業です。これでは説明が不十分かと思しますので、ちょっとやってみますけれども、一番いいのは正四角形ですけれども、長さや角度を入れます。これはソフトがあります。これは、スクラッチというソフトです。これに長さをこう入れます。角度を90度にします。すると、真っすぐ行きます。また90度でいきます。真っすぐ行きます。また90度で真っすぐ行く、これが一番描きやすい正多角形の描き方です。正三角形になると内角は60度なので、このままいくというと、60度というふうになると別な形にいきます。ということは、120度というふうにしないとだめになります。そうすると、こう行って、こうやって行きます。こういうような授業です。

戻ります。次に、外国語活動についてです。現在の学習指導要領では、年間5、6年生は外国語活動を35時間実施することになっております。新学習指導要領では、年間3、4年生で外国語活動の授業を35時間、5、6年生は教科外国語、これは英語になります

けれども、70時間実施することになります。中頓別小学校は、昨年度から年間で1、2年生が3時間、3、4年生は15時間、5、6年生は50時間外国語活動を実施しました。ことしは、年間で1、2年生が15時間、3、4年生が25時間、5、6年生は60時間実施して、新学習指導要領の円滑な実施に備えています。この授業は、担任とALTのTTで実施しており、第1、第3月曜日に授業の打ち合わせを行っています。宗谷管内では最も進んだ取り組みを行っているかと認識しています。現在児童は外国語活動の時間を楽しい時間と肯定的に捉えており、この状況が5、6年生で教科外国語、英語になっても継続することを期待しています。外国語活動は聞くこと、話すことが中心ですが、教科外国語になると読むことや書くことも加わります。この加わりにはスモールステップで丁寧な指導が必要と考えます。小学校の教科外国語に指導的な立場を担う教員の育成が課題と考えております。今後の方向性として、中学校の外国語、英語が小学校の状況を十分に理解した授業展開となること、そして願わくば全員が英検3級以上を取得することを期待しております。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁伺いまして、再質問させていただきます。

特に2020年度より必修化されるプログラミング教育について教育長にお伺いいたします。プログラミング教育の必修の背景には、システムエンジニアを初めとするIT人材の不足問題が存在すると思われまます。経済産業省のIT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果では、2020年度に36.9万人、2030年度には78.9万人のIT人材が不足すると予想されています。このままでは日本では情報エンジニアが不足し、世界から取り残されるという危機感があり、これが義務教育でのプログラミング教育の必修化対策を生んだのではないのでしょうか。私は、次の観点から小学校でのプログラミング教育必修化に対し反対します。それは、物事にはそれぞれ学ぶ最も適切な年齢があることと現在の小学校教育を受ける日本人の子供の大半がこのプログラミング学習の論理的思考力を理解するだけの読解力を持っているのかどうか私は疑問であります。積み木に例えますと、子供が積み木で遊ぶことは手の手ざわり、木材の手ざわり、大きさや重さの関係、構造物の安定など感触と経験で学ぶ。このときコンピューター上でマウスを使って積み木をすることは、現実世界の理解を妨げることであり、感触でそれらを学ぶ大切な機会を逃すのではないかと私は思います。私にも1歳になる孫が東京にいます。娘のお願いで、孫に積み木をプレゼントいたしました。娘の話によると、孫は大きいものから最初に積まないで積み木が倒れてしまうだとか、いろいろな形の積み木を組み合わせることで何かができるという、自分の手で触れて、楽しく遊んでいるそうです。

それでは、次の点について教育長にお伺いいたします。従来の科目の学習時間が減るのではないかと、この1点お伺いいたします。プログラミング教育は、プログラミングという名の科目が新たにふえるのではなく、各科目の学習時間にプログラミング教育の要素を盛

り込みます。そのため、各教科の学習に従来かかっている時間が損なわれ、授業がうまく進まないのではないかと懸念があるのでしょうか。

2点目、集中力が欠けるのでは。プログラミング教育は、パソコンやタブレット、スマホなどのデバイスが導入されます。そのため、子供がパソコンやタブレットをただ使いたい、使うとおもしろいという楽しさに気をとられてしまい、授業に集中できない可能性があるのではないかと懸念があるのでしょうか。

3点目、ネット、SMSによるいじめがふえるのではないかと懸念があるのでしょうか。パソコン、タブレットなどを多様化することは子供にインターネットに接続できる環境を与えてしまうということで、それにより従来の教室で起こるいじめではなく、ネットやSMSを使い、いじめに発展する危険性が出てきてしまうというリスクも懸念されるが、どうなのかお伺いいたします。

4点目、これで終わりです。手書きをする機会が減るのではないかと懸念があるのでしょうか。鉛筆やシャープペン、ペンなどを使って手書きでノートとったりする機会が減ってしまい、実は手書きで理解が高まり、記憶に定着しやすいという大きなメリットがあります。パソコンやタブレットなどの導入で手書きをする機会が確実に減ってしまいますので、学習の効率が低下するのではないかと懸念があると思いますが、教育長の考えを、この4点をお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） 4点の質問に答弁させていただきます。

最初の質問で学習時間が減るのではないかと懸念があるということですが、議員ご指摘のとおりプログラミングという授業はありません。教科の中でプログラミング的思考を育むことということで行うわけで、授業が減るという観点にはならないと思います。先ほど狙いの中にあつたのですけれども、コンピューターを使って学びをより確実なものとするということでこれを使うわけで、ですから算数の授業で言いましたけれども、理科とかあるいは国語でもできることはできます。家庭科もできますけれども。その中でこの授業についてはコンピューターを使ってやろうという観点で行います。そのコンピューターもほとんどはソフトがあるわけで、その中に数字を入れると上手に理解できるよという形で行っていくわけであつて、授業時数が減るということは私はないと考えています。ただ、今まではこうやって説明をしてきて、さっきの正多角形もありましたけれども、その中でそれを言葉でやっていたもので、作業になるので、その部分で減るという観点もあろうかと思つていますが、そこは45分の中で上手に使っていけば解決する問題ではないかなというふうに考えています。

それから、集中力が欠けるのではないかと懸念があるということなのですが、これはその子供にもよると思つていますが、やはり今の子供たちはゲームとか、ああいうものが大好きなのです。ですから、バスケットとかスクラッチというソフトがあるのですけれども、それを使っていくとやっぱりやっているとおもしろくなってくるのです。逆に集中し過ぎて、授業に戻らないかというほうが私は懸念するところなのですが、恐らくは今の

子供たちはパソコン、タブレット、そこまでいったとしても欠けるということはないのではないかなと思うのですけれども、これ甘いぞと言われてたら困りますけれども、恐らくは大丈夫だろうと思います。

それから、3つ目、プログラミングをやっていじめがふえるかということになると、これは何とも言えないところなのですけれども、学習の中でプログラミングの授業をやっていることであって、それが外に行って、そのことで別なことに使われるかということ、考えにくいと思います。将来的には子供たちに一人一人にタブレットを与えたいというふうには思っていますけれども、その中でももしそういうことがあるのであれば、別な観点でタブレット自体の機能を減らすというか、そういうことも考えなければならないと思うのですけれども、もしそういうことがあったのであれば、検討しなければならないというふうに思います。

それから、最後の4点目ですけれども、手書きをする機会が減るのではないかなということなのですが、これはごもっともです。私も漢字を忘れることが多くなりました。やっぱり入力しますと当然そういうふうにはなってくるとは思いますけれども、ただプログラミングだけではなくて、通常の授業もやっているわけですし、試験はペーパー試験でやるわけですから、プログラミングの時間を行うことによって子供たちの書く時間が減って、そのことが別なことに波及するかということ、これからICTを使ってどんどんやりなさいという中でタブレットを使ったらそれで回答もするとか、それからパソコンを使って行う試験もあるわけで、必ずしも手書きだけが云々というわけではないと思うのですけれども、やはりパソコンで打ってくる手紙よりは手書きで書いた手紙のほうが温かいというのはよくわかっていることですので、その辺は上手に使い分けながらそういうことがないように心がけてというか、指導してまいりたいと思います。

○議長（村山義明君） 細谷さん。

○7番（細谷久雄君） それでは、再々質問では指導する学校の先生についてちょっとお伺いしたいと思います。

子供たちに指導する学校の先生にも当然ながらプログラミング必修となれば勉強する必要があると思います。しかし、プログラミングは一朝一夕で身につくものではありません。そのため、これまでのように1人の先生が全ての授業を教えるとなると、これからプログラミングの知識、スキルを身につけるといことは大きな先生の負担になると思いますが、教育長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 田邊教育長。

○教育長（田邊彰宏君） このプログラミング教育については、2020年度から行うということについては自分は、議員がご指摘のとおり、先生方はどうなるのだろうということは危惧していました。それで、昨年ソフトバンクのPepper君が来て、1度研修会を行いました。ただ、プログラミングというのはこうやるものだよということを学ぶのではなくて、ソフトがあって、その中に数字であるとかこれしなさいということを行う

っていくということ、それは昨年の研修で私も実感しました。それで、正直言って先生方の能力的なものについては個々のものがあるとは思いますが、全員スマホを持っています。そういう意味でいうと、ある程度知識はあるものだと思います。今正直申し上げて、プログラミングに一番造詣の深い先生は校長なのです。校長が6年生、きょう、あす、きょうはできないと思いますけれども、プログラミングの授業を実際に行っています。それは、ビスケットというものを使っているのですけれども、映像だけで組み込まれているのですけれども、そんなに先生方、面倒なことではありません。ただ、説明等には若干なれが必要かと思えますけれども、小学校の先生は全部教えなければなりません。英語も教えなければならぬし、プログラミングもやらなければならぬのですけれども、それを乗り越えていかなければこれからの小学校の先生はやっていけないというふうに思っていますので、私は逆に檄を飛ばして、やっぱりプログラミング教育もやってもらいたいというのは自分でそういうソフトを使って入れてみなさいと。そうするとこんなに上手にできるのかということを実感してもらいたいと思います。それは、当然2020年度から行うわけで、道教委のほうもこのプログラミング教育に関する研修会は行っております。ただ、いろんなものがあって、どれが一番いいかというのは何とも言えない。だから、先生がこの授業の中で議員を納得させるためにはこういうプログラミングがいろいろというのを使うのが一番よろしいのではないかというふうに思っています。できれば議員が学校のほうに行って、授業を視察してもらおうとよくわかるかなというふうに思っています。

○議長（村山義明君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受け付け番号2番、議席番号1番、高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 受け付け番号2番、高橋であります。私からは2点質問させていただきます。

1問目は、地域包括ケアシステムプロジェクトについてであります。先般厚生労働省の作業グループからの地域医療構想の報告の中で再編、統合の対象として中頓別町立国保病院が取り上げられましたが、10月の臨時会での町長の行政報告でも示されたように、当町としては受け入れがたい内容であることは確かであります。また、多くの町民も突然の新聞報道等で大きな不安を持っております。現在当町は地域包括ケアシステムプロジェクトを立ち上げているとのことですが、北海道総合研究調査会の地域医療構想と地域包括ケアの連携を実現する住民主体のまちづくり促進に向けた調査研究事業の中でどのような調査や議論が行われているのか、また住民主体ということはこのプロジェクトの中で住民がどのように参加していくのか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の地域包括ケアシステムプロジェクトについてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

北海道総合研究調査会が実施している調査研究事業は、北海道の地域医療構想と地域包括ケアの連携を実現する住民主体のまちづくりの促進をテーマにしたもので、中頓別町が

モデル地区の一つとなっています。道内小規模自治体では、患者ニーズの変化や住民の受療動向の現状を踏まえ、医療機能の見直し等の問題を抱えています。こうしたことから、まちづくりの中で交通や健康づくりなどの組み合わせを視野に医療機関のダウンサイズとソフト面のバージョンアップを推進するプロセスをモデル化することを目的としています。これまで本町の人口構造推計や国保病院の受診状況、救急の実態や経営状況等を調査し、それをもとに分析を行ってきたほか、庁内プロジェクトメンバーとの勉強会なりを重ねてきています。本事業は複数年で予定されているものでありまして、この成果等を活用して、住民の参加、それから多くの町民の皆さんのご意見を反映する形で今後の地域医療提供体制や介護、福祉、保健事業等の見直し、充実を図っていきたいと考えているところであります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） このプロジェクト自体、今日の医療体制というのはいわば広域の連携化と高度な医療体制というものがいわゆる大規模な病院との連携というのが中心になっていると思います。そういう中で、当然中頓別町は人口がどんどん減っていくわけで、今言われたように装備としてはダウンサイズするのもかもしれないけれども、いわゆる医療のレベルとしては質を落とさないようなことがやれるのだということの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的に医療の質を落とすということにはならないというふうに思っています。地域の住民が必要とする医療ニーズに対して1次医療として現在行っている医療については、しっかり確保していくという考え方が基本になっているというふうに思っています。その上で今地域の社会資源を考えたときに病院と特養、あと在宅のケアについても月、金の9時、5時というような時間帯の中でしかサービスがないという現状もあって、その制度のすき間のところでいろんな困難も生じているというところがありますので、それ全体を含めた見直しをしっかりと図っていききたいというのが基本的な考え方でありま

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 住民が不安にならないような医療体制の確立に向けて頑張っているように思っています。

それでは、次の質問に移ります。2番目として、酪農ヘルパー事業への支援の充実についてということで、近年いわゆる働き方改革と称してさまざまな改革が進められていますけれども、本町の基幹産業として位置づけているはずの酪農は働き方改革の恩恵を受けているようには思えないわけでありま

実際の酪農家の労働時間や休暇のとり方などについては、調査等は行っているものでありま

また、そうした中で酪農ヘルパー事業は年中無休の酪農家の労働時間短縮や休暇の確保のために大変重要な役割を担っています。しかし、専任のヘルパーの確保が困難をきわめているように伺っております。その原因の

多くは専任従事者の賃金など労働条件の不十分さにあるように思われます。専任ヘルパーを充実させて、労働時間の適正化や休暇をとりやすい環境を準備することが後継者の確保やそのパートナー対策にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 酪農ヘルパー事業への支援の充実についてというご質問にお答えしたいと思います。

酪農家に対して、労働時間や休日取得の状況を改めて調査しているということではありませんが、本町農業の中核的な担い手として位置づける認定農業者を認定する際に提出される農業経営改善計画書に記載されている年間労働時間では、全国の酪農家の年間平均労働時間を、平成27年調査時点では2,200時間でありすけれども、これを超過されている酪農家が多いとの認識はしております。本町の酪農ヘルパー利用組合は、酪農家の休日確保を目的に平成3年に設立され、休日のほか各種研修会への参加や冠婚葬祭、疾病時の対応等で平成30年度では延べ700日ほどの利用があり、本町の酪農畜産業に欠かせない支援組織になっております。全道、全国的に酪農ヘルパーを確保することが非常に困難になってきており、本町でも専任、サブヘルパーともに人員を確保することに苦慮している実態にあります。町としても、就農フェア等に出展する際には新規就農希望者の募集だけでなく、ヘルパーや農場従業員の募集もあわせて行うなど関係機関と連携し、対応しているところであります。専任ヘルパーの待遇等につきましては、運営組織としての考え方もあることから、町として意見を申し上げるところではありませんが、利用組合からの相談や要望があれば、これにしっかり対応していく考えであります。

○議長（村山義明君） 高橋さん。

○1番（高橋憲一君） 今言われたように、酪農家自体のそれぞれ考え方もあろうかと思えますけれども、ぜひヘルパー組合からの要望等に十分応えられるような政策をとっていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山義明君） これで高橋さんの一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号6番、星川さん。

○6番（星川三喜男君） 受付番号3番、議席番号6番、星川です。私はこのたび3問程度質問したいと思いますので、少々の間時間をもらいたいと思います。

まず、1点目、この私の1点目は最後に質問する宮崎議員と何かダブるようなことです

ので、これは簡単に私は流していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目、人口減少で今後の中頓別町について伺います。毎年、毎月と中頓別町の人口減少に歯どめがかかりませんが、行政としてこの人口減少をどのように捉えているのか伺います。また、行政として今後何とか、これは自然現象と言ったら自然現象かもしれませんが、やっぱり歯どめをかけなければこの中頓別町はなくなってしまうような気がしますので、今後につながる対応策などを考えているか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 星川議員の人口減少で今後の中頓別町についてという質問にお答えを申し上げたいと思います。

日本の人口は2008年をピークに年々減少し続けており、約30年後には1億人を割ることが推計されているところであります。中頓別町におきましては、昭和30年代後半から人口減少が始まり、ここ10年間で見てみますと300人ほど、約17%程度が減少している状況にあります。これまでの傾向は64歳以下の世代で減少割合が高く推移しておりましたが、今後65歳以上の世代においても減少割合がふえることが見込まれるほか、2025年には生産年齢人口が65歳以上人口を下回る状況が生まれるなど地域の担い手不足がさらに深刻になると捉えております。これまで町総合戦略に基づき酪農や商工業への支援、教育や子育て環境の改善を図るなど定住化に向けた取り組みを行い、さらには移住に向けた取り組みも行ってきたところでありますが、地域のさまざまな分野で担い手確保に苦慮している状況を鑑み、町内での求人や資格取得などの町独自の支援策、住宅情報を含め広く情報の集約化を行い、総合的な情報発信、対応窓口の一本化ができるような仕組みを構築し、人材確保につなげていく取り組みを進めていきたいと考えているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問させていただきます。

今までの経緯等々、今後のことについて町長述べられましたが、まず1点ちょっと伺います。今まで毎年情報発信とって移住定住フェアですか、東京、大阪、札幌等々に職員やまちづくりの協議会から人材を派遣していていますけれども、その効果が上がっているのかいないのか。そして、毎年それを踏まえて反省をしているのか。その年の反省を踏まえて次の年に向かっていっているのか伺います。

そこで、この間私たちは親子留学制度という、一応会員なのですが、その中で冬の体験、中頓別町ツアーを新聞報道に取り上げてもらいまして、夫婦、子供3名が、1家族正月にこの中頓別町に来る予定でございます。その方は今後私たちの話を聞きながら移住定住していくかどうかわかりませんが、来た時点、今の中頓別町の行政が行っている要するに子育てから始まって、高校卒業までの無償化とか、そういうものを一覽にして、やっぱりよそから来た人がわかるような、こういう制度があるのだと。ここまで中頓別町は無償化、無料にして頑張ってくれてくれるならここで何とか生活していこうかなと

いう気もなるのでなからうかなという私たち協議会の役員の話し合いでした。そういうところをPRできるようなシステムをもっともっと構築して、やっぱり町外に発信すべきでなからうかなと思っております。その点について、これは担当者かと思いますが、今後そのようなことも考えながら情報発信してもらえていけるかどうかお伺いします。

それと、もう1点、ここまで人口が下がってきて、これ町民から常日ごろ言われることなのです。あなた方議員、特別職、いいよねと。頑張っていれば報酬も上がるのですねと。そして、何ですか、役場職員が何でこんなにもふえているのですかと。そういう税金を使うのであれば、この4月から、改正案で出されると思いますけれども、水道、下水道の値上げ等々をするぐらいなら何でもっと町民にサービスができないのと。そういう声が多いのです。私も町民の言うとおりでなと思っております。そこで、やはりこの公共料金等々の値上げとか、そういうのもせめてもう少し、5年、10年改正をしないでいってもらえば安心して生活できる状態になるのでなからうかなと思っております。やはり町民あつての職員です。町民がいなくなれば、職員だってやはり1人、2人減っていくだろうと私は思いますけれども、再度町長にはこの値上げ等、町民等に対してのサービス、料金改正についてどう考えているかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） ご質問がありました1点目の移住フェアに関します効果というところの話だったかと思えます。その点についてご回答をさせていただきたいと思えますが、移住のフェアにつきましては道外でやっているもの、年間大体3回程度毎年行っております。そのうちの1回が町独自の移住フェアということでありまして、そこには商工会ですとか、南宗谷福社会の職員ですとか、まちづくり協議会のメンバーとか、そういった方々にもかかわっていただきながら実施してきているということを行っております。具体的な効果というところはなかなか難しいところがありますけれども、ただこれまでもこのフェアを通じて協力隊を確保できたりとか、数は少ないのですけれども、そういった効果もあるというふうに私は考えております。このフェアを通じまして中頓別町を知っていただくということがまず一つの目的でありますけれども、その上で実際に中頓別町に来ていただいて、おためし暮らしというような形で滞在していただくということも目的の一つとしてありまして、おためし暮らしを通じて移住されたという方もございますので、効果のほうは少ないけれども、あるということでご理解をいただければと思えます。

都度反省をしているのかというようなお話もございましたが、単独でやっております移住フェアに関しましては町内の関係する団体にもかかわっていただきながらやっているとありますので、行く前にも何度か集まって打ち合わせをしますし、終わりましたら反省会ということで、毎年それはやっております。その反省会の中身といいますのは、事前の周知の方法がどうだったのかとか、持っていくべき情報がどういうものかとかかようなことを実際やって、それを踏まえて反省をして、次年度に生

かしていくというようなことでやってございます。

それから、子育てから高校までの情報のある程度PRできるようなシステムを構築すべきというようなお話もございました。先ほどの移住フェアの話にもなりますけれども、そういったことで出ていく際には、町内広くそういった情報も含めまして関係課から情報を集めまして、それを持って行ってPRしているというようなことで取り組んでおります。ですので、現状でもそういった中でPRしているということでご理解いただければと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目の質問については今笹原参事のほうで答弁したとおりでありますけれども、先ほど私答弁申し上げましたように、さらに対応窓口のあり方というようなところをしっかりと再検討、再構築していくというようなことで検討していきたいというふうに考えておりますし、子育ての情報については本年からの無償化にあわせた取り組みなどもあって、今も既に子育て支援のまとめた本があるのですけれども、写真があるのでありますが、それらの中身の改訂ということで担当課にも指示をしております、そういうところでアピールできるようにしっかりとしていきたいなというふうに思います。

それと、2点目の人口減少における状況の中での職員の給与のお話があって、上下水道の公共料金の値上げに対する考え方のご質問がございました。今日人口減少の波及として町内至るところで人材確保が困難になっているということをご承知というふうに思いますけれども、これは役場の町職員においても例外ではない状況になってきています。役場の職員も町民の皆さんより甘えた環境にあるということは当然許されないのかもしれませんが、職員たちが前向きな気持ちで頑張ってもらえるような環境ということも必要であって、一定数必要な職員、仕事する上で合理的に必要な職員数の確保ということもしっかりやっていかなければならないところではあるというふうにも考えております。ただ、将来的な人口減少を考えていくと、行政を効率的に運営していく仕組みをさらに整えた上で、さらに職員数の削減ということは余儀なくされていくところがあるかなというふうには考えておまして、それに対応できるようなことをあわせて取り組んでいかなければならないという考え方であります。今回提案させていただいている消費税の引き上げに対する対応の考え方でもありますけれども、今回特別会計、これも現状一般会計からの繰り出しをしなければならぬ状況にある会計ということで、上下水道、病院、それから自動車学校ということでの引き上げを考えていて、今回議会にお諮りしているところでありますけれども、水道料金等について言うと平成9年に引き上げをして以来今日まで引き上げをしてこなかったということでありまして、平成9年時点では全道でも本当にトップクラスの高い料金であったと思います。それが現在は大体真ん中より若干上ぐらいの料金でありますけれども、になっています。そんな中で一般会計からの繰り出しをしながら、なお基本的な料金については引き上げをしないと。一般会計から何とか頑張って繰り出しをして、料金を引き上げしないような方向でしばらく頑張っていきたいという考え方がまず基

本にあるというところをご理解を賜りたいと思います。下水道においても同様であります。そういったことを基本にしつつ、何とか消費税については今後も特別会計等の料金については基本的には国の消費税率を上乗せ、消費税率に対応した料金とさせていただくというところでのご理解を賜りたいというふうに考えているということでもありますので、そういった形で議会、町民の皆さんにご理解を賜ればというふうに考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 今町長が答弁されました。確かに消費税率に伴っての改正ということですので、私もわからないわけではないのですけれども、町民目線からすればやはり安心してこの地に1年でも2年でも、死ぬまでここにいたいというのが願望だと思えます。そこら辺を見据えて今後の改正につなげていってもらえればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目は終わりました。2点目をお聞きいたします。道営事業の哺育育成センターの内容についてでございます。数年後に哺育育成センターが設立予定ですが、まだ私たちには全体の規模、その規模の中には建物、それから関連施設、作業機械等々、それと運営をどのように考えているのか、また従業員の確保や従業員の、私はこれは住宅などと書いていますが、この事業の住宅は、私たち酪農経営している者から見れば、やはり目先に住宅がなければ哺育するのも搾乳するのもこれ通いではなかなか数キロ離れたところから来て毎日やりなさいというのは大変つらいものがあると思います。それは要するに目が見えて異常を確認する、しないというので、やっぱりそこが経営の中身を左右される問題だと思えますので、住宅などどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 道営事業の哺育育成センターの内容に関するご質問にご答弁を申し上げます。

乳用牛の哺育育成預託施設は、本年度に事業採択を受けた道営事業である草地畜産基盤整備事業、草地整備型事業、公共牧場整備事業により令和5年度までの事業期間の中で整備を進める計画としております。計画ではゼロカ月から22カ月齢までを預託し、年間144頭、延べ276頭を受け入れ、施設は哺育舎、育成舎、飼料貯蔵施設、バンカーサイロですね、乾草舎、堆肥舎、管理棟を整備する予定であります。また、作業機械としてはトラクター及び牽引式給餌機、サイレージ積み込み及び踏圧用ホイールローダー、収穫作業機、ロールベアラー、ジャンボレーキ、モアコンディショナー等、堆肥切り返し用ホイールローダーなどを本事業での導入の計画をしております。現在は施設の配置計画等について調査、検討している状況であり、令和2年度に飼料貯蔵施設の整備から進める予定としております。施設の運営につきましては、公募による指定管理者制度を活用することを前提に検討しているところであり、従業員の確保等については指定管理者側で確保していただく形になると思われませんが、必要に応じて協議を行うこととしたいと考えております。

なお、本施設の従業員用の住宅につきましては、現時点では既存の公営住宅や民間アパ

ート等を活用していただき、通勤対応として検討しているところですが、近隣に整備されている法人牧場からの相談も受けていることから、新たな居住施設の整備も視野に検討が必要と考えているところであります。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問したいと思います。

この事業、総事業費はどのぐらいなのか。これ青写真あるのですか。そこまで整備整っているのかお伺いします。これ皆さん議員の中でわからないだろうと思っておりますし、出せられる資料等があるのであれば今でもいいし、議会終わってから皆さんに渡してもらえればなと思っております。

事業費は幾らかと運営につきましてちょっとお伺いします。これ公募による指定管理者ですよね。という活用することを検討しているということなのですけれども、その内容、中身が知りたいわけです。従業員何名でどれだけの規模で、どれだけの日数で、どれだけのあれでやってもらえるか、幾らでやってもらえるのか。先ほど来の質問もあったけれども、本当に人材確保が大変なのです。それをやはりあらかじめ皆さんに知らせて、そういう仕事なら頑張って、そしたらこの会社であなた代表になって頑張ってくださいと、そこで皆さんとともに一緒にやろうやという話もなるかと思っておりますけれども、内容等もまだまだこれからだとは思いますが、令和5年までの間にやはりもっともっと煮詰めて、いろんな角度から従業員を集める、確保するというのは容易ではないと思っておりますし、これ直属の町職員の臨時職員か、そういうことで募集すれば役場から出向でこの育成センターに向ければ幸いだと思っておりますけれども、そうはいかないでしょう。どこかの会社にやってもらうということであれば、そこら辺をはっきり早急に出してもらいたいと思っております。

それと、先ほど質問しましたけれども、要するに従業員の住宅です。やはり従業員がぱっと窓から見るとどうなのだというぐらいの近間にいなければいい経営はできない。お金が本当にかかればかかっただけ町からお金をくれるなら、これはこしたことはないです。そうはならないでしょう。なかとんべつ観光まちづくりビューローとは違うのです。ビューローはお金をかける、なかったらないで町から出てくるかもしれませんが、こういうやっぱり委託施設というのは本当に真剣にやらなければ、扱っている以上は、よその牛を扱うということは大変なのです、これ。本当に1分、1秒、やっぱりすぐそばにいなければなかなかこのセンターというのは皆さんから、組合員から褒められるような運営はできないのでなからうかと思っておりますので、指定管理する中身がわかるのであれば教えてもらいたいと思っております。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） まず、この本事業の総事業費の部分でございますが、総事業費といたしましては11億8,000万円ほどになります。そのうち草地整備事業とかもございまして、実際に哺育育成センターの事業費といたしましては約7億円弱ぐらいに

なる見込みでございます。

あと、経営の中身ということでございますが、ゼロカ月から22カ月までの牛を預託ということなのですけれども、おおむね1週間ぐらいに生まれた牛から月12頭ずつを入れていくということで計画しております。また、従業員につきましては、夏場に神崎地区で行っています放牧の部分も含めて合わせて6名という考え方をしているところでございます。運営の中身につきましては、当初、計画時点では1日当たりの預託料、1頭当たり600円程度と見越しております。基本的にはサイレージと乾草を主体に弥生地区の町で確保している採草地で収穫をして、それを給餌するという形を考えておりますが、その部分についての詳細についてはまだこれから詰める必要があるというふうに思っております。あくまでも今後も、今現在は配置計画を道で発注しているコンサルと調整をしている段階でございますが、その部分での配置計画図、まだはっきり確定の部分でございせんが、その部分につきましては提供することは十分可能でございますが、まだ建物の設計だとか調査について全部を一遍に調査しているわけで、委託をかけているわけではございませんので、まだ出せる部分というのは限られてございますので、おおむね配置計画図程度は提供させていただけるかなということでご理解いただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、一定の従業員、この中に、地区には既にドリームジャンボファームもあって、そこでの従業員に関する住宅の相談も受けてきております。現地というか、施設近辺にどれだけの住宅が必要なのかというようなことを見きわめた上で判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） わかりました。

この事業はこれからということで令和5年まで間、この範囲内で令和5年まではできるということなのですか、課長。この事業、延長ということはあり得るのかどうか聞きますけれども、先ほどの課長の答弁の中で1頭ゼロカ月から22カ月まで、これ一律600円なのですか。そうではないでしょう。やはり小さい、ミルクを飲むものから受精するまでの間一律600円であれば私はやっていけないと思っております。現に私も、済みませんけれども、何頭か預かって、それでも650円というのは要するにハラミになった牛です。これ平均なのです。そこら辺もうちょっと課長、いろんなところの内容を調べて、単価等も調べてもらいたいと思います。このような中で本当に延長ということあるのかどうかお聞きします、再度。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 事業期間でございますが、本事業、基本的に5年間の事業ということで何っております。国に採択していただいている事業期間も令和5年度までという形になってございますので、事業が延長されることは基本的にはないのかなという見込みでございますが、あくまでも国からの予算配分というところもございまして、基本的に

はやっぱり5年で完了させていくということが基本のように聞いておりますが、予算づけによってどうなるかというのは私のほうからはちょっと答えることができないのかなというふうに考えてございます。

あと、今言った預託料の600円ということですが、この計画時点、2年ほど前から準備を進めてきてございます。2年前に農家に向けても一回アンケートをとったりした段階で、その当時の各、同じような預託施設を設けているところを参考にしながら、本町でやった場合ということで考えたときにゼロカ月から22カ月までトータルとして平均として600円程度かなという見込みでさせていただいております。基本的には途中で返すということはないのかなというふうに思っております、その平均値という形で600円という形をさせていただいております。当然夏場に公営牧場のほうに預託した場合の単価が今1日200円ということですので、その差額も含めて平均すると600円程度になるのかなという見込みでつくらせていただいているというところですが、今後本当に各地域で先進的に進められている預託牧場を精力的に見させていただいて、実際運営だとかその点、その中での見させていただいた中でいいもの、悪いものを見きわめながら運営の方法、あるいは単価の設定の部分も含めて検討していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） わかりました。課長、本当に指定管理者制度ですので、その中身を充実したものをつくってもらえなと思っております。

それでは、最後の1点についてお伺いします。路線バス運行変更についてでございます。路線バス運行変更で10月1日から朝の浜頓別高校行きの通学路線バスが中頓別バスターミナル始発となり、沿線生徒への足の確保は今後どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 路線バスの運行の変更に関するご質問にお答えしたいと思います。

本年10月1日付で行われました天北宗谷岬線のダイヤ改正につきましては、当該路線が国庫補助の対象から外れることに伴い、従来どおりのダイヤを維持することが困難となったことから、昨年10月に引き続き見直しを行ったところであります。このことにより、中頓別バスターミナル以南から天北宗谷岬線を利用して浜頓別高校に通学することができなくなったところでありますが、中頓別町市街地以外の地域から浜頓別高校に通学する生徒は現時点でならず、来年度に向けた進学についても現在の中学3年生においてその予定はないと確認をしております。しかしながら、来年度以降については対象となる生徒が出てくる可能性も十分考えられることから、新たな交通手段を構築することは費用負担の面から難しいところがありますので、スクールバスと接続させるなど可能な限り既存の交通資源を活用した対応について内部で協議を進めたいと考えております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） それでは、再質問、これ本当に大変というのですか、中頓別町発7時50分が通学バスなのです。午前中、浜頓別行きはバスないので。初めて私調べてわかったのですけれども、7時50分に子供が乗れなかったらその子どうするのですか。ライドシェアで行っている子供はいるのでしょうか。夫婦共稼ぎでない家庭、子供1人だけ、その日はそうしたら学校は休みなのですか。そうであれば、私は町独自で、前々から言っているように、何も浜頓別町、猿払村に遠慮することないでしょう、もう。中頓別町はばかにされているのです、これは、あなたたちはそういう子供たちの数もないから、便がなくなっただけいいでしょうと。浜頓別町、猿払村はそれは漁組があるから、大変裕福な町だとは思いますがけれども、そうであれば中頓別町独自でやはり足を確保すべきだと私は思っております。今後私どもの孫まで何名いるのでしょうか。来年の卒業生、やはり確かに頭のいい子は浜頓別に行くよりかは出ていきます。それは現実だと思います。足がないから、出ていくのも当然だと思います。そういう子供らが中頓別町に帰ってきますか。浜頓別の高校に行って、通っていて、卒業したら中頓別町で就職しようという気はなるのですが、地方に出ていった子、戻ってきますか、今の中頓別町に。さっきの私の1番目の人口減少ともこれかぶるのですけれども、そういうことも考えながらやはりやっていかなければ、中頓別町は本当に人口が年々減っていきます。そういう子供たちもやはり大事に、また町民も午前中一便もないような、その後の便数もないようなバス運行では私は大変だと思いますので、早急に私は町独自で高校生の足、町民の足を確保すべきだと思いますが、町長、どうお考えですか。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この路線バスの維持に関する基本的な考え方につきましては、私職員として担当していたこともありますけれども、一貫して特急の接続と通学の確保ということでもあります。路線として今中頓別町の町域が通学できない地区を持っているという状況になっておりますけれども、町としては浜頓別高校への通学に関しては公共として責任を持って対処しなければならないという考え方を持っています。来春からの中学校を卒業される生徒もおられるのですけれども、そういう方についても早くから意向確認をして、もし浜頓別高校に通うということであれば、それに対する対策を講じなければならないというようなことを考えておりましたけれども、そこに関しては町外の高校を選択されるということでありました。くれぐれも、今バスがないから浜高は通学無理だなというようなことはお子さんや家族に、そういう考え方になってしまって、浜高に通わないというようなことは起こってはいけないというふうに思いますので、そういった地区の家庭に対しては浜頓別高校への通学は町として責任を持って手段を確保するということを明らかにしていかなければならないかなというふうに思います。その上で今後長く続けていくための公共交通のあり方ということ、まずは1つは沿線のこれまでもやってきた協議会と一体となってやっていくということはしなければならないかなというふうな考え方は持っております。ただ、天北線バスに移行した時点で交付された転換交付金につきましては、今取り

崩しをしないで3億円以上の基金として持っておりますけれども、これはもしこの路線バスに充当してきたとすれば、あと5年程度でこれらの基金もなくなるというような状況になります。私どもとして、私が申し上げているのは、その基金があるという、それはこの路線バスを維持するための基金だということであるので、その目的に沿った当然協議ということを経験に考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、その基金がなくなった先というのは本町が今までと同じような負担割合で路線の存続というか、協議会の中で負担するということにはならないということをお願いして、要するに旧天北線の路線割合なので、今25%、4分の1以上の負担を本町が行うというようなことになっているので、それはそういうことは難しいという考え方は明確にしていきたいというふうに考えているところであります。その中で基本的には連携で路線を維持するということを考えて、それで満たされない交通のニーズに対しては町独自の施策というものをしっかり織り込んで、公共交通を確保していくという考え方に立ちたいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） わかりました。あと5年待ちましょう、そしたら。そのときには、がらっと変わるのかなと思いますけれども、今の現状、7時50分、そしてスクールバスを活用するということは、今私どもの孫の一番早い時間帯で7時15分ですか、うちに来ているのが。それだったら全然間に合わないです、バス。このダイヤに乗せれるのだったら。そしたら、うちの孫、6時半には来なかったら多分、せめて7時前には来なかったらこの7時50分の便に沿線の浜高生は乗れないということになるのです。そうであれば、うちの今度孫が犠牲です、小さい子供らが。その前であればせめてこの浜頓別行きバスを定着させるには、やはり独自のものが必要でなかろうかと思っておりますので、来年はいいとしても再来年、今の2年生が1人、2人いるようなことも言っておりますし、せめて私どもの孫が行けるときまでは確保してもらってほしいと思っておりますし、だから最後ですけれども、もう一度やはりスクールバスではなくて、独自の改正をお願いして、質問を終わらせてほしいと思っております。これからご検討よろしくお願いたします。以上です。

○議長（村山義明君） これで星川さんの一般質問は終了しました。

ここで、少し時間早いのですが、昼食のために議場の時計で1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り一般質問を続けます。

受け付け番号4番、議席番号5番、東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 受け付け番号4番の東海林です。私は、4項目についての質問となりました。質問の文言が非常に短いのですが、当を得た深いご答弁を期待しております。

それでは、第1点について、ドリームジャンボファームの現状と課題についてということで質問させていただきます。この件については、第3回定例会での一般質問でもしております。さらに、前回の常任委員会で問題視された財政状況の不透明性、不適格な人事管理、助成条件の不適格な状況はどのように改善されましたか。ただし、この件についての財政状況、乳牛導入実績は先日の常任委員会の視察で確認できたところであります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ドリームジャンボファームの現状の課題についてということでご答弁を申し上げたいと思います。

中頓別町企業立地促進補助金につきましては、一定額の投資がなされ、なおかつ操業時及び1年を経過した日において一定の雇用者数が確保されているということが、助成要件となっており、操業時には5人の雇用者が確保されていたものの、現時点においてこれを下回っている状況にあるということは承知しているところであり、操業から1年経過後について5人の雇用者が確保できているかどうか懸念されるところであります。この点につきましては、法人として雇用者確保に努めていると伺っておりますが、行政としても農業や移住のフェアなどを通じて町内各事業者の求人とあわせて当該法人の募集案内をするなど状況の改善に向けて対応を行っているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） この内容では私が期待した答弁にはなっていないので、再質問させていただきます。

まず、1点目、確認しておきたいことがあります。町長も補助金の助成要件としての雇用人数、5人ということをおっしゃるのですが、この補助対象経費に職員のいわゆる人件費等も入っているだろうと私は思っているのですが、入っていたのでしょうか。その辺の確認が第1点。

それと、ここでは言っていないけれども、乳牛の導入頭数が計画では270頭、私もが現地視察をした状況の中では乳牛導入実績が196頭、淘汰販売実績が21頭と死んだとか廃牛になったものが21頭で、現況が175頭なのです。代表の方にいろいろ質問して伺った範囲では、今の対応、施設内容でいくと200頭が一番効率的だろうという判断をしていたようです。200頭ではしかし助成条件と違うぞということをおっしゃると、頑張っても240頭が限度だろうという、そういうお答えでした。

そこで、お聞きいたしますけれども、例えばここで1年経過後に職員の配置が十分でなかった、不十分だった、乳牛頭数が270頭に対して200頭だったといったことがあり得るとしたら、問題は助成金の返還、全部と言わなくても割合に応じた返還があり得るかどうか。私は、あり得なければ困ると思うのです。あと、施設整備についてはそれなり

の条件は満たしていると思いますが、乳牛導入や職員配置については補助対象だろうと思いますし、その件確認したいことが第1点。

それと、もう一つ、さきの11月28日の常任委員会ではこういった状況が心配されるが、どうなっているのだということに対して担当者に厳として、1年経過後でなければ町としてきちっとした指導はできないというような、そういう答弁だったです。全然できないというわけではないのですけれども、検証は1年後でなければきちっとした町の意見としての指導はできないというようなことで言うておりましたけれども、私はそれは違うだろうと思うのです。ここで言うている助成条件の要件を満たしているかどうかということは確かに1年経過した後の内容で評価すべきものでありますけれども、年度途中であっても著しく条件を欠いたことが恐れられるような場合は年度内であっても町としての指導、意見が言えるような状況がなくては困ると思うのです。何せ町税で1億円も出しているのですから、担当の責任者としては当然年度内であろうと適格性を欠いたときの指導等はすべきものと思われませんが、この辺いかがに町長は思っていますか。それが2点目です。

それから、これ代表の方との話の中で、職員は現在正職員一人もいないという状況です。これをきちんと5人体制にするにはいろんな条件整備をしなければならないだろうと。それ何なのか私は聞いていませんけれども、1つ出てきたのは住宅要件です。これは、さきの星川議員の哺育育成事業の中でも職員の住宅が言われておりますが、町長、私も思ったのは町長あいてる公営住宅は民間住宅でなんていうことをさっき言うていたけれども、そんなことでこれ解決する問題ではないと思うのです。浅茅野の北の大地を見ても立派な職員住宅、あれ4戸ですか、6戸ですか、できていますよね。星川議員も言うていたけれども、本当に職員をよそから連れてきて仕事に当たらせるのにはやはり近くで見れるような状況、というのは代表も言うておりましたけれども、よその公営住宅に入れても送り迎えするということになると大変だと。だから、何とか自分たちも住宅の問題、近くに建てることを考えたいということも言うておりましたので、職員の職場環境の一つとしての住宅を検討できるのかどうか。これは、町としてということともう一面は事業者として考えて、それに助成するという方法もあろうかと思しますので、とりあえずこの3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 私のほうから最初のほうにご質問のありました件についてご回答させていただきたいと思います。

まず、補助対象経費の中に人件費が含まれているかどうかというようなお話でございますが、今回のこの制度につきましては工場の設置に対しての補助という形になりますので、施設の整備ですとか機械の導入ですとか、そういったものは補助対象でございますけれども、人件費について補助対象には入っておりません。

それと、補助の要件といたしまして頭数とか雇用者の数といったようなお話がございましたけれども、頭数に関しての要件というのは特段ございません。雇用者の数に関しまし

ては、今回のケースでいきますと操業開始時及び1年を経過後の時点において5人を確保しているということが要件になっております。それで、万が一その要件を満たさないというような状況になってしまった場合においては、交付した補助金の全額または一部を返還することができるというような規定もございまして、この点についてどう考えるかということになるかと思えます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 1点目の質問に関して言うと、2点目にも絡む話でありますけれども、補助の交付された事業として運営されている中でこの補助要件がクリアされるように最大限努力をしていただきたいと思いますし、それに関して町としても状況の把握等について適切な対応をとっていくという必要があるのかというふうに思うところであります。

それと、3点目でありますけれども、住宅に関しては星川議員の質問にもお答えしたとおりでありますけれども、十分検討したいというふうに思っております。

○議長（村山義明君） 東海林さん、何か抜けているところあったら言ってください。

（「質問じゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質問でないの。

（「だって、答えていないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） だから、答えていないところがあったら聞いてくだ……

（何事か呼ぶ者あり）

○5番（東海林繁幸君） 1問目について端的に聞いたのは、270頭が計画だったのだよね。それが200頭であつたら、これは助成金の返還対象になるのかどうか。今職員のことについては聞いたので、それはそれでいいけれども、では例えば5人だったものが3人しかいない、1人しかいないといったときにどういう返還ができるのか、その辺を知りたかったのです。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 頭数に関しまして、当初計画時において270頭と計画したものが結果200頭だったということによりまして、このことによりまして補助金を返還していただくとかいうようなことにはならないと。それが補助金の交付の要件とはなっておりませんので、計画を下回っていたとしてもそれは補助金を返してもらうような理由にはならないということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再質問になります。

それ補助金の要件にならないというのは、それでは100頭でもよかったわけ、極端に言えば。それでも補助対象経費ではないというの。それ補助対象経費でないということは何に書いてありますか。そんなばかなことないでしょう。職員の5人が何か返還の対象になるようなことで、牛が270頭、導入経費だつて入っているでしょう、事業費の中に。それ入っていないなんていう見解、誰が出したの。まさか参事の考え方ではないと思うの

だけれども。ちょっとそこ理由がわからない、それであれば。では、施設だけだったのか、対象は。そういうことになるのではないか。本来は、そうすると職員が5人配置するも何もない。そういったことになってしまうので、ただ契約に書いてある5人だということだけで、では270が書いていないから、施設が仮に小さくなくてもよかったのですか。その辺ちょっと補助要綱、きちんと補助対象要件を整理して答えていただきたい。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 今回の企業立地の補助金の補助の要件といたしましては、今回のケースでいきますと3,000万円以上の投資がなされ、雇用者が5人以上確保されるということが要件となっています。その投資額が3,000万円を超えるという部分になりますけれども、投資額と雇用者とその両方が要件という形になっておりますので、その中で計画をどのように見込むかというのは事業者の判断というところになりまして、それがその中身が下回ったとしても一定の投資額がなされているということであれば、それは補助金に影響を与える話ではないということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 理由はわかりました。そうすると、投資額が3,000万円以上であれば経営上やる気もなく、30頭でも10頭でもよかったのだ、牛は。それでも1億円助成するということになりますよね。間違いないですか、それで。

○議長（村山義明君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 申しわけありません。説明が少し足りなかったのですけれども、投資額につきましては3,000万円以上という一定の基準はあるのですけれども、1億円の補助金を交付するに当たりましては投資額の大体3分の1が補助金の額になるということでありまして、簡単に言いますと3億円近くの投資額があって初めて1億円の上限の補助金が交付できると、そういう設定になっています。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的には補助要件については笹原参事が説明したとおりでありますけれども、当然投資された施設が有効に活用されて、これは事業ですので、5人の雇用者が継続的に雇用できる収益を上げられる事業だと、そういう事業計画を持って、最終的には採択されているということになると思います。我々としては、今後に向かっては善意に当初の事業計画に沿って近づいていく方向で会社が事業を発展させていただいていくということについての期待を持っていきたいというふうに思っております。補助金の返還ということは避けたいというふうに、避けられるのが一番だと思いますので、事業者、関係者、町、一体となって、そうならないような運営に心配りをしていければというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 再々質問は終わりましたから、この件については納得できないです、みんな。そんな牛が何頭でもいいなんていうばかな契約あるわけないでしょう。そ

んな契約した町がおかしいと思うのは、みんなだ。だから、その辺契約者としての契約担当者として内容を十分精査して、今後の問題としてさらに検討していただきたいと思いません。

続きまして。ピンネシリ温泉の課題と今後の対応について伺います。施設整備、職員確保、営業活動の現状と今後の改善について伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ピンネシリ温泉の課題と今後の対応についてご質問に答弁申し上げます。

老朽化が進んでいるピンネシリ温泉の施設設備につきましては、故障等の都度修繕を行いながら運営しておりますが、浴槽や屋根など構造部分やボイラーなどの改修については施設全体の抜本的な見直しが必要であるため、今年度策定を進めている観光関連施設の再整備計画の中で機能や改修の内容を整理した上で進めていくよう検討しています。職員確保については、ハローワークによる求人や関係者へのあっせん依頼が行われておりますが、人材の確保には至っていません。今後も引き続き求人を行うこととなります。営業活動では、11月から町内にお節料理、新年会、忘年会などの宴会プランやオードブルなどの宣伝チラシを配布し、1月から3月までの閑散期に向けては料金を抑えたビジネス宿泊プランや特典つきプランの実施が検討されています。また、今年度は客室内のクロス張りかえ、布団の更新を行い、宿泊サービスの向上を図っているところであります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 私はピンネシリ温泉が好きで、この何十年も毎週少なくとも1回、多いときには3回ぐらい通っていたのだけれども、最近何か寂しくなって、行かなくなってしまったのだけれども、これ私だけでないのです。多くの町民が今の温泉に対して寂しさを感じているのです。せっかく町長が新しい気持ちで新しい法人にしたのだけれども、みんな前のほうがよかったと、町長、言っているのだ。何でそんなことを言わせるような内容にしているの。これはやっぱり営業活動だと思うのだ。そうではないのだと。今こういうふうによくしているのだよというような営業活動をやっていますか、支配人。変な話だけれども、一日だってしていないでしょう。こういう施設で営業活動もしないような施設はないです。だから、言っていたのです、私たちはいつも前から。料理長と支配人は兼務はできないよと。もしうまくいったとしてもなかなか難しい関係があって、従来から失敗した例が2例もありますよということも言ってきました。ぜひピンネシリ温泉が町民にとって、施設は古くてもいいのです。やっぱりそこにいる人たちとのかかわりを大事にしたいし、食べた料理が安くておいしかったと言われるような施設であればみんな行くのです。そういった意味で、私ははっきり言うともう少し人の問題を大事にしてほしいなと思います。この間常任委員会の道内視察で豊浦町へ行ってまいりました。DMOの内容を見てきましたけれども、大変立派に運営しています。内容を見ると、やっぱり組織が全然違うのです、中頓別町と。中頓別町は、社員が中頓別町と桜田さん、石井さん、3人で

すよね。理事長が町長以下本宮さん、鈴木さん、永田さん。何とも寂しい限りだなと。人数的にも豊浦町を見ると金融機関の方々だとか、産業、漁業組合とか、そういった人たちがやかつて商工会の事務局長をやっていたような人たちを重要な役割としてこの法人に充てているのです。全然中頓別町とシステムが違うのです。地域が変わって、施設もいろいろ変わるわけですから、うまくやっているかやっていないかというのはそこそこの地域判断に委ねられるところが多いのですけれども、まだまだ組織をよくする努力が足りないのではないかと。まだ1年たたないから、無理なのかなと思うけれども、この組織を再編する、そして拡大していくという考え方はおありでしょうか。

そのことと、町長の答えでは営業活動については11月から町内にお節料理等々とありますけれども、こんなものを検討するのは今ではないのです。今は、もう営業する時期なのです。だから、中頓別町内だけでなく、浜頓別町も枝幸町も行って、漁協の婦人部だとか青年部だとかという皆さんに日帰りで幾ら幾らでやりますよなんていう、バスを出しますよというような、そういう営業をやらなかったら営業ではないです。そんなチラシを出しただけで営業をやっていると思ったら大間違いだ。その辺、営業の考え方を町長に伺いたいと思います。2点だけ。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） ピンネシリ温泉の現状について、議員がおっしゃったように、町民の利用が減っているということについては率直に認めなければならない現状だというふうに思います。公共工事関係で宿泊が減っているということも営業的には非常に大きな減益要因になっていますけれども、町民のための温泉ということで位置づけた中でやっぱり町民の利用が減っているということは、重く受けとめなければならないというふうに考えているところであります。豊浦町の例がありましたけれども、本町として新しいDMO組織がまだ十分に機能するに至っていないということもあわせて率直に認めなければならないところだろうというふうに思います。DMOの組織自体が現状のままでいいということではないというふうに私も思っておりまして、この組織についてはDMOの活動の拡充とともに見直していくべきだという考え方を持っています。

それと、営業の問題につきましては現状のスタッフの中で、温泉のスタッフだけでやり切るといことは非常に困難なところもあるというふうに思いますけれども、ここそがやっぱり新しい一体となった組織としての試金石になるところでもあるというふうに思いますので、新しいDMO全体の中で営業という活動に取り組めるような体制を構築していくよう考えていきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） もうあとは言いませんので、町長、町民みんな心配していますから、喜んで行けるような内容に一日も早く、今町長が言ったように、今の現状のままで組織がいいと思っていないということも安心しました。間もなくDMOが発足して1年が経過いたしますので、この経過を見てきちっと反省、評価し、いい方向へ移す、変える

ように期待しております。

次へ行きます。森林環境譲与税について伺います。森林環境税、令和元年に譲与税が交付されることになりました。森林環境税を納めるのは令和6年ですので、まだ余裕が、猶予期間があるのですけれども、政府は森林環境税導入前に譲与税だけは前倒しをして、市町村にやる気を出してもらおうということでの計らいですから、私はこの譲与税をどう活用するのか、この辺を非常に期待しているわけです。ことしの場合は基金としての役割があって、来年以降いろんな事業に使用できると思うのですけれども、例えば木質バイオマスエネルギーの利用促進の項目では、暖房器具の購入やボイラーの設置等についても使えるようになっております。例えばの話ですけれども、ことし寿スキー場のロッジを改修して、木質バイオマスの暖房機等々を入れたりしてございましたけれども、例えばあいったものには活用できなかったのでしょうか。それから、来年度どんなふうな活用をしようとしているのか伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 森林環境譲与税に対応する具体的な事業についてまずご答弁を申し上げます。

森林環境譲与税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、令和元年から市町村及び都道府県に譲与が開始されており、その用途は既存施設の予算に充当せず、新規の施策あるいは事業量を確実に増加させる施策に充てることが適切とされております。中頓別町における令和2年度の森林環境譲与税を財源とする事業については、既存施設では対応が困難な森林整備や木材利用促進対策のほか、町民等の森林、林業への関心を深めるための普及啓発活動等、幅広い取り組みに活用できるよう関係機関と協議、検討を行っているところであります。

先ほど、追加としてバイオマス関連でスキー場のストーブのお話が追加でご質問ありましたけれども、寿スキー場の関係については過疎債を充当した起債事業の中で導入しているので、財源的にも今回はそれを充当するということではなくてよかったのかなというふうに思いますけれども、今後についてはその用途についてはそういうことも含めた検討をしていきたいなというふうに思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、私これ何か森林環境譲与税についてしつこくやっているような印象があると思うのですけれども、実は林業活性化議員連盟というのがありまして、林活議員連盟と言っているのですが、そこの中頓別支部の会長を私がやっていて、道北支部の幹事をやっております。そういった立場もありまして、これらについての早くからの内容説明等を私自身は受けていましたので、非常に関心は持っていたのですが、やっぱり既存の施策のものでなくて、新しい施策でやりなさいよというところに非常に難しさがあると思うのです。特に人材育成などの場合には町としてその機能があるのかなという感じを持たざるを得ない。今までは道派遣の立派な方がいらっしゃったときもあったけれども、

町長も職員の中に林科を出た専門職員を置きたいという意向は前から聞いておりました。しかし、実際にもう事業が始まるという段階でこれ森林組合に全部丸投げするなんという形にはならない事業だと思うので、この辺具体的にここで文言で言っているけれども、どういうふうに具体的にやるのか、そしてその前にそれを進めるための人づくり、人材育成というか、職員確保も大事な部分かなと思うので、その辺考え方を伺いたと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 来年度事業の具体的な内容については後ほど担当課のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、本町において森林、林業に関する専門性を持った職員が現状いないということもあって、今道からの職員派遣制度を活用して、この森林環境譲与税の導入も含めて今後の森林、林業に関する基本的な取り組みを推進していく体制を構築したいというふうに考えております。あわせて、専門性のある職員を採用するという、あるいは内部から育てていく、その両面とも取り組んでいきたいという考えであります。基本的にはこの森林環境税については地方自治体の貴重な新しい財源であって、これはしっかり有効に活用をしていかなければならないという考え方を基本に持っておりまして、そのための施策に取り組んでいきたいというふうに思っています。

具体的なところについては、担当課からちょっと説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 渡邊産業課参事。

○産業課参事（渡邊誠人君） 私のほうから具体的な取り組みについて今現在検討している内容についてご説明したいと思います。

まず、中頓別町私有林等整備事業ということで、令和2年度の4月1日施行で今要領の作成を進めているのですけれども、こちらのほう森林経営管理制度による間伐ですとか除伐等の森林整備の事業量の増や既存林務施策では対応が困難な森林、面積要件ですとか冬期間既存の施策ではちょっと困難ということで、そういうところに手をかけられるような事業を、この事業、税を使った事業として実施していきたいというふうに考えております。

あと、そのほかに同じく森林経営管理制度も進めていくために今不在村の森林所有者ですとか、手入れが行き届いていない森林について改めてちょっと現地のほうを見ながら森林経営計画のほうの加入といいますか、促進を進めていったり、あと最終的には所有者のほうでできない場合は町のほうで整備を進めていけるよう体制を整えていきたいなというふうに思っております。

あと、木材の利用のほうについても先ほどお話のあったバイオマスエネルギーの利用のほか、民間施設等への波及効果とかが高い公共施設における地域材の活用等についても来年度以降この譲与税を活用した事業ということで進めていきたいというふうに考えております。そのほか木育ですとか木づかい推進対策として町民全体で森林づくりを支えていくというような理解、機運の醸成を図っていくために町民、子供ですとかその父兄等を対象とした木育、木づかい運動を実施しまして、その情報を広く町民へ発信することで幅広い世代を対象とした普及啓発活動というものも今検討しているところです。

以上です。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） いずれにしても、新しい制度に基づく新しい事業ですから、本町にふさわしき確かな内容のものにさせていただければと思います。ただ、私たちの町は森林に囲まれた緑大きいすばらしい町です。ただ、地球温暖化に伴うCO₂排出量のことに対する森林の役割の算定には、ただ森林があるだけでは、その面積だけではだめなのです。これがきちっと整備されているかどうか、そのことよっての森林環境に対する恩恵の効率化になっているわけで、ただ森林があるだけではだめなのです。きちっと下刈り整備等々、枝打ち等も行わなければ森林整備をした面積こそCO₂の還元される森林面積になることを皆さん知るべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に町立病院の存続について、文言としてはまことに簡単なのですがけれども、病院の存続について町としての基本的な考え方を伺ひます。これは一部高橋議員の質問にもありましたので、再質問をもしるとすれば重複しないように心がけたいと思ひます。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 町立病院の存続についてのご質問にお答えしたいと思います。

中頓別町として地域医療の確保は地域に住むためにはなくてはならないもので、最重要な課題と考えております。将来的な人口予測や財政負担がふえていくこと等踏まえ、一定の見直しは必要となりますが、将来においても医療提供体制を確保し、介護、福祉、保健事業等との連携で町民が安心して住み続けられる体制を構築していきたくて思ひます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 町長、高橋議員の質問の中で地域医療の確保は基本であるという言い方をしたので、安心はしているのですが、ただ私としてちょっと心配なのは国において統廃合を検討すべき公立病院を発表したときに中頓別町が入っていたと。その後、地域医療構想と地域包括ケアの連携を実現する住民全体のまちづくりの調査研究事業として当町が和寒町とモデル事業になったと。これが来年3月には提言されて、印刷配布の予定になっております。これはこれでいいのです。ただ、町長、新聞発表があったときに何で中頓別町の病院が、こんなみんな欲しいと思ひている病院が国のほうでは要らないと言ひているのと、そういう受けとめ方しているのです、町民は。町長も町長がおじゃましますなどで大分その辺はお話したとは思ひのですが、まだまだ正式に町民に対していや、

病院はこうするよということを町長はまだ言ひていないと思ひます。ですから、あえて私はきょうは私たちが大事だと思ひ病院が今後どうすることよって生き延びていけるのか。地域医療の確保が基本だという町長の考え方を前提とすれば、今の赤字額が妥当なんでは思ひていない。でも、これを少なくする手だてはあるのかどうか。そして、当面福祉施設、長寿園、厚生園を抱える当町としては絶対に病院は欠くことができないものだと

うことを明確に町民に言ってもらいたいと思うので、それだけです。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） この問題に関しては、私もなぜ北海道新聞の取材の中で本町がというところは思わなかったわけではありませんけれども、あの記事は私は今回再編、統合として挙げられている病院であっても地域の中でしっかり役割を果たして、必要なものとされているという記述になっていて、私としては非常に善意というか、心強い応援をいただいているのではないかというような思いで記事を読ませていただいています。ただ、言うように再編、統合という言葉が躍り、そのことに対して本町の病院が記事になったことで町民の皆さんに大丈夫なのかなというような不安が広がったのではないかということに非常に懸念をして、それで今回の地域づくり懇談会においてもこのことをまずしっかり説明をさせていただくということに取り組ませていただいた。もちろんその前に臨時議会で私からもこれに関する遺憾の思いというものを行政報告としてさせていただいておりまして、一定そういう考え方が町民の皆さんに伝わっていればいいなというふうに思っています。ただ、なお十分でないところがあると思いますので、今般も重ねて地域医療の確保、医療の提供体制の確保、これは今後も最重要な課題として位置づけていきたいということに申し上げたいというふうに思います。これを持続できるために、持続していくための検討ということはしっかりやる必要は一方であるというふうに考えておりますけれども、その基本的な考え方についてぶれずというふうな思いで進めたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） 以上で質問を終わりますが、きょうはたくさんの項目に比較的わかりやすく積極的なお答えをいただけてきました。私としては非常に満足です。ありがとうございました。

○議長（村山義明君） これで東海林さんの一般質問は終了しました。

ここで議場の時計で2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

引き続き、受け付け番号5番、議席番号4番、宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 受け付け番号5番、議席番号4番、宮崎です。中頓別町第8期総合計画の策定に向けて質問させていただきます。

2012年、平成24年3月、現行の第7期総合計画策定時には、特に当時の野呂町長と、今はもうなくなってしまった部署ですが、まちづくり推進課長だった今的小林町長は半数以上の議員から計画策定のずさんな手法やおくれ、曖昧さや現実味のなさを厳しく指摘され、議会に提案した計画を一旦会期中に取り下げるという撤回を余儀なくされていま

す。当時の決議にもあるように、特に議会は人口目標の無謀さを危惧し、案の定たった3年で大きな乖離が生じ、目標から150人も下回る数値へ修正されました。人口が一番わかりやすい自治体のバロメーターであり、地域づくりの全てが人口の増減につながっています。人口が減らない、またはふえている自治体もある中で、人口問題研究所の予測に全くあらがえていないということはまちづくりに多くの問題を抱えている可能性があります。中頓別町はいろんなことに取り組みながらやましいとの声はあるようですが、ほかの自治体のようにはっきりとした特徴は聞こえてきません。数打てば当たるといろんなことをやる町を今後も続けていくのか。私は、カントリーサインの砂金や日本最北の鍾乳洞、災害や犯罪が極めて少ない安心、安全な町など町民の皆さんが自慢できるような町のイメージづくりが人口減少の抑制につながるのではないかと感じているのですが、町長は次の計画の中で町民に何を約束しようとするのか。今後のまちづくりの展開についてはどのようにお考えか伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 第8期総合計画の策定に向けてのご質問に答弁をさせていただきます。

第8期総合計画は、中頓別町が未来へとつながり、いつまでも安心して住み続けられる町であるために町民が力を合わせてまちづくりに取り組んでいくための計画でなければならぬというふうに考えています。国全体の人口が減少する中、人口増加を実現することは至難ですが、子ども・子育て支援の充実、高齢者や障がい者を含め全ての人が安心して暮らすことができる暮らしの基盤を確立することが基本だと考えています。さらに、農業や森林、林業、観光など地域資源を生かした雇用創出と所得の向上を目指し、町民の積極的な参加と関係人口の創出拡大などを通して幅広い人材が力を合わせた中、策定過程から生まれる新たなまちづくりの取り組みが広がっていくことを期待しています。現7期の計画策定時に関して多く反省すべきところがあったことは率直に認めた上で、次の計画の策定体制を今構築しようとしているところであります。既に準備に入っており、来年度から本格的な作業に着手していきたいと考えております。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 最初の質問でも申し上げているのですが、町のイメージというのは非常に重要だと思うのです。例えば私は余り言わないのですが、町内では中頓別町を酪農の町だと言う人もいます。きょうも酪農の話がたくさんあって、厳しいご意見なんかもあつたりしていますので、そう言えなくもないのかなとは思いますが、確かに数少ない産業の一つで、経済の割合としても非常に大きいわけですが、ただそれは中頓別町内の話であつて、例えば町外の方に酪農の町といえどどこですかと聞いて、中頓別町と答える人はいないのではないですかね。でも、中頓別町のように海がない、だからつまり漁業という産業がなくても農林業、商工業等で発展してきた自治体というのはたくさんあるわけで、そういう自治体というのは1つの産業を伸ばして、その中でいろんなことに

取り組んで、さまざまな分野への派生を生み出しているというふうに思います。だから、いろんなことができるのではないかなと。農業において中頓別町は酪農一辺倒と言える状況ですが、では例えば畜産や畑作についてはどのような状況にあるのか。中頓別町では、酪農以外の農業でも農業者になれるよね。どこでもそうだと思うのですけれども、一部の農業形態だけを排除することはできないと思いますので、この点についてはいかがでしょうか。私は、畜産や畑作においても農業者として認定されている方がいらっしゃるというふうに認識をしていたのですけれども、酪農以外で農業者認定を受けるのは難しいというイメージもあるようで、これ確認させていただけたらというふうに思います。

また、本町は特養と養護、両機能を備える老人ホームの長寿園と厚生園などの障がい者施設を運営する南宗谷福祉会という一大法人を有していることなどから、福祉の町という見方もあって、それを目指しているところもあると思います。厚生園の移転工事であるとか長寿園の増改築などにより施設や機能そのものは充実をしてきたというふうに言えるかもしれませんが、ただ、職員の方々も昔のような、人員確保が難しい中、できる限りのサービスを提供しようとされている印象を受けますが、せっかく施設が新しくなったり、法人としても工夫されていたりするのに、人員不足などの要因で部屋はあいているのに受け入れることができず、町外の施設に入るため町民の方が転出を余儀なくされてしまうといった状況もあるようで、これ本当だとしたらこれも人口減少につながってしまう非常に残念なイメージを町内外に抱かせてしまうということだと思いますので、事実そのような状況にあるのか。事実だとしたら、その状況をどのように捉えておられるのか、関係機関との連携はとれているのか、この点についても伺います。

また、このように、先ほど星川議員からも移住定住のお話がありましたけれども、移住定住という形で外から人を呼び込もうとしても、町内のことがおそろかになっているようでは本末転倒だと思います。町民が出ていってしまうような町なら、外から来た人もいずれ出ていくのではないのでしょうか。情報化が進んでいる今の世の中、悪い情報はすぐに広がりますし、逆に町民の皆さんが本当に安心して住み続けられる自慢の町だと思える取り組みが行われていれば、移住事業にそんなにお金をかけなくても自然と逆に人は来てくれるのではないかというふうに思うのですけれども、町長はこの町のイメージの重要性についてどのようにお考えでしょうか。これらの点、再度伺います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員がおっしゃるとおり、この町が住んでいる人にとっても、あるいは町外、移住等考えている人にとってもどういう町だという、そのイメージがどのように伝わるかということは本当に重要だというふうに思っています。その中で現計画までも町のキャッチフレーズとかいろいろ工夫してきた経緯はあると思うのですけれども、なかなかこれだとか、強いインパクトのある発信ができ切れていないのではないかと、いうふうには感じる場所がありますので、そういう町をアピールするイメージの戦略とか、そういうことを改めて意識して、今回の総合計画においてもつくり上げていく必

要があるのではないかというふうに思います。いろんな人がいろんな視点でいろんな価値観を持っておられると思いますので、その中で多くの方が、町民が共有できるような、そういうイメージをつくり上げていくこと、そして外部にも発信できる、そういうイメージ戦略ということを中心に考えていかなければならないというふうに思います。その中で、酪農以外の農業ということについては、当然酪農でなければ農業者になれないということではありません。今酪農以外で農業者になっているのは多分数戸しかないと思います。実際に営農としてできているということになると、また今は皆無ではないかというふうに思います。ただ、その可能性が全くないというふうには考えておりませんので、今、うまくいくかどうかはこれからの課題ですけれども、ブドウなんかも含めてそういう可能性を考えていくということは大いにあるというふうに思っています。

それと、福祉の施設において現状特別養護老人ホームや養護老人ホームでの受け入れが難しいということから、町外の施設のほうに入らざるを得ないという事例があることは間違いありません。件数とか補足があれば後で担当課のほうで言ってもらえばと思いますけれども、人員が足りていないというようなことも施設側の説明としてはないわけではないかなというふうに思いますけれども、それだけではなくて、利用者の状況によって特別養護老人ホームでは利用者として迎えられないようなケースもなくはないかなというふうには思います。ただ、きょうほかの方からもご質問いただいていますけれども、医療だけではなくて、やっぱり介護、福祉、予防を含めた保健活動、こういったものがしっかりこの地域で最後まで住みたい、この町で最期を迎えたいという思いに応えられるような仕組みというものをしっかりつくっていく必要があると。きれいなキャッチフレーズだけではなくて、本当にこの町は最後まで安心して住み続けられるという一番大事なところも町としてはしっかり町民に伝わるような仕事をしていかなければならないのではないかというふうに基本的に考えております。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） 老人施設の外部に行く部分の人数というところでは、今の段階ではちょっと数字的には、申しわけありませんけれども、出ていません。ただ、職員の確保に基づいて行けないという方も実際にはいますけれども、それ以外にもやっぱり利用者の様態というのでしょうか、状況によってなかなか施設で受け入れづらくなってきている方もいるということもその中には含まれているかなと思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 今の農業と福祉施設の関係については、町長と課長のほうからご答弁でよくわかりました。農業のほうは、当然酪農以外でも農業者として認定を受けられるし、現在も営農としては皆無というような状況なのかもしれないのですけれども、認定農業者としては数戸あるというようなお答えだったかと思います。これについては、今後資源をふやすためにも、決して畑作、畜産、酪農以外の農業、酪農を邪魔することはないと思いますので、こういったこともやりやすい環境というのを考えていっていただきたい

いなというふうに思います。

福祉施設のほうでは、それだけではないけれども、職員がちょっと確保が難しいということが出ていかなければならないという人もいるし、そうでない部分もあるということで、これもやっぱりそうでないのは仕方ない部分があると思いますけれども、職員の確保についてこれ早急に連携をとって考えていただきたい。難しいとは思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

先ほど町長からご答弁の中で町のイメージというものを今はまだ発信し切れていないというようなお話がありました。再度このイメージについてお話しできたらなと思うのですが、私は町外の方であるとか道外の方に中頓別町には何があるのですかというようなことを聞かれたら、鍾乳洞、砂金、寒いと答えるようにしています。きょうなんかもそうですけれども、何か途中で抜かれたようなお話もありましたけれども、日本一寒い、最低気温を記録、一時的には最低でもしていたかなと思います。日本一寒い。寒いと言うとちょっと印象が悪いので、涼しいとかと言ったほうがいいのかかなと思うのですが、逆に昨年なんかはプラス35度という最高気温を更新したりというような、そうすると日本トップクラスの温度差があったりとか、日本一寒いというふうにも言えると思います。こういうところを意図しない、していないかもしれないけれども、全国の方に中頓別町の名前を目にしていただげるほかの町にはないような機会がこの町には、ちょっといいか悪いか別として、あるというふうに思うのです。ただ、それだけだと何か出ているなというだけで、ただ最低気温に名を連ねているだけではちょっと弱いかなと思うのですが、前から申し上げていますけれども、日本最北の鍾乳洞があったり、例えば今やっているライドシェアなんか一番近くでやっているのは天塩町ですけれども、緯度的には中頓別町のほうが北にありますから、最北というふうに言えるのではないかと思いますし、前に私が言ったのですが、今ワインをつくるためにブドウの栽培をしている。ただ、それワインのためとかブドウのためとかではなくて、果樹園なんかをブドウも含めて目指したら、それ最北の果樹園になるのではないかなというような、この最北、それが日本一というようなところについて私は行政にもっとこのラベリング、つまり商品であるとか資源に付加価値をつけるというような町のイメージ化において町民の皆さんにも協力していただけるようなまちづくりを考えていただくべきではないかなと。そういうのに力を入れていくべきではないかなというふうに思うのですが、このラベリング、日本最北とか日本一とかということについて町長はどのようにお考えか再度伺いたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 日本一であるとか日本で一番北とかあるというところは、例えばワインの試験栽培をするときなんかやはりもし実現できるのであればそういうふうにな乗れるのではないかなというようなことも常に意識しています。さっき寒いという話がありましたけれども、私も随分前ですけれども、気象データ、今アメダスとか簡単にインターネットであれできますけれども、昔本当に一番寒いところどこなのだろうと

いろ調べてみましたが、残念ながら一番にはちょっと届かない。1桁の高い順位のほうにはいるとは思いますが、通年通してもっと寒いところもあるというような、意識としては常に何かそういうものを探しているというところは私も思っています。ただ、ではそれがこれでいこうとかというふうにはなっていないかなというふうには。地域ブランドとか、先ほど地域に対するラベリングというようなお話がありましたけれども、そういったこと、特に移住フェアなんか行ったりしてもまずどこにあるかということやそもそも名前を聞いたことがないというところから最初の出会いになっている現状だと思えますので、そこをうまく持っていけるような打ち出しイメージみたいなものを展開できると、先ほど申し上げましたけれども、そういうことをきちんと戦略化していけるかどうかというところを改めて今後考えていくべきだというふうに思います。

○議長（村山義明君） 宮崎さん。

○4番（宮崎泰宗君） 再度お答えいただきまして、私も気象データなんかすごくよく見たりするのですが、本当に気温一つとっても逆に日本一暑い熊谷市は日本一暑いことを売りにしていたりとかということなので、寒いのも売りにできないかなと。最高ではないかもしれないですが、やっぱり一番日本一寒くなる日があるというのが中頓別町、一つ人の目を引く重要なアイテムかなというふうにも思えますので、こういうところのラベリングなんか伝わりやすい部分だと思えますので、今後取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

私の一般質問は以上とさせていただきます。

○議長（村山義明君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時22分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第65号

○議長（村山義明君） 日程第8、議案第65号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第65号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の制定について、吉田保健福祉課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 吉田保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田智一君） それでは、中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の制定についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。議案第65号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の制定について。

中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

4 ページをお開きください。制定の要旨であります。心身の発達において特別な配慮が必要な児童に対し生活能力の向上のために必要な指導、社会との交流の促進、その他事業を行う放課後等デイサービス事業所を設置し、当該児童の心身の発達を総合的に支援し、健やかな成長を図るため、この条例を制定するものであります。

3 ページをお開きください。読み上げての説明といたします。

第1条、設置、この条例は、心身の発達において特別な配慮が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な指導、社会との交流の促進、その他の事業を行い、その心身の発達を総合的に支援し当該児童の健やかな成長を図るため、中頓別町放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

第2条、名称及び位置です。事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

第1号、名称、中頓別町放課後等デイサービス事業所。

第2号、位置、枝幸郡中頓別町字中頓別182番地の4。

第3条、職員、事業所に、所長その他必要な職員を置く。

第4条、事業、事業所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業を行う。

第5条、利用対象者、事業所の利用対象者は、法第21条の5の5の規定による障害児通所給付費等の支給の決定を受けた児童とする。

第6条、使用料、事業所を利用する場合は、使用料を納入しなければならない。

第2項、前項の使用料の額は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額とする。

第7条、委任、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

なお、この条例に係ります経費等につきましては、皆様に別に配付しておりますデイサービス等の予算資料案ということでお見せしていますが、この額、ことしというか、令和2年度からですが、初期費用とかに係る分もありますので、多少金額は大きくなっていますが、この金額を目安として現時点で考えているということになります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い

いたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 中頓別町放課後等デイサービス事業所設置条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（村山義明君） 日程第9、議案第66号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） それでは、議案第66号をご説明申し上げます。

それでは、議案の5ページをお開き願います。議案第66号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

制定の要旨をご説明申し上げます。議案13ページをお開き願います。制定の要旨、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により新たに会計年度任用の職が設けられたことに伴い、当町の会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

制定の内容をご説明申し上げます。第1条、趣旨では法令で定められた会計年度任用職員の給与及び費用弁償を本条例にて定めることを規定してございます。

第2条では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員における給与の支給についてを規定、なおフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の概要につきましては別に配付してございます説明資料により全員協議会でご説明申し上げたとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

第3条のフル職の給料につきましては、職員と同じ給料表を使用するという規定でございます。

第4条のフル職の職務の級の分類についての一般職の準用及び級の決定権者の規定でございます。

第5条はフル職の号給についての規定、第6条はフル職の給与の支給について支給日及び支給方法の準用規定でございます。

第7条は、フル職の通勤手当の支給の準用規定でございます。

第8条は、フル職の時間外勤務手当の準用と、それから読みかえの規定をしてございます。

第9条は、フル職の休日勤務手当の準用と読みかえを規定してございます。

第10条は、フル職の夜間勤務手当の準用と読みかえを規定してございます。

第11条は、フル職の宿日直手当の準用規定でございます。

第12条は、フル職の給料の端数処理の準用規定であり、一般職と同じ考え方でございます。

第13条は、フル職の期末手当の支給について6カ月以上の勤務の継続のあるフル職への準用規定でございます。

第14条は、フル職の特殊勤務手当の支給に係る準用規定でございます。

第15条は、フル職の勤務1時間当たりの給与額であり、規則で定める時間を減じたもので除すと含みを持たせてございますが、現時点では一般職と同様としてございます。

第16条は、フル職の給料の減額であり、欠勤等に対する減額規定で、一般職と同様となっております。

第17条からはパートタイム会計年度任用職員の規定であり、本条ではパート職の報酬について第1項では月額、第2項では日額、第3項では時間額の算出方法を規定し、第4項では基準月額の算定方法を規定しておりますが、第4項の加算を要する職については現時点で該当はございません。

第18条は、パート職の特殊勤務の支給について一般職の規定を準用するとともに、日割り計算により支給を行う規定でございます。

第19条は、パート職の時間外の支給についての規定であり、一般職とほぼ同様であります。第3項の週休日の振りかえ等の時間外加算につきましては週38時間45分を超えた時間に限定されてございます。

第20条のパート職の休日勤務手当については、一般職と同様の規定でございます。

第21条のパート職の夜間勤務手当についても一般職と同様の規定でございます。

第22条のパート職の報酬の端数処理は、フル職と同様の規定でございます。

第23条のパート職の期末手当の支給は、フル職と同様の考え方であり、準用及び読みかえの規定でございます。6カ月間の勤務時間に応じた1カ月当たりの平均額を基準月額とし、支給を行うものとしたしております。

第24条のパート職の報酬の支給は、一般職の規定を準用し、時間額、日額及び月額を支給と日割り計算についてを規定し、支給日は規則で定めることとしておりますが、従来と同様にすることとしてございます。

第25条のパート職の勤務1時間当たりの報酬額は、月額、日額、時間額の支給に沿って、第17条の報酬額からの計算方法を規定してございます。

第26条のパート職の報酬の減額は、欠勤等に対する減額規定で、一般職と同様となっております。

第27条の給与控除は、一般職の規定を準用してございます。

第28条の町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与は、特殊性を持つ職を指すものであり、任命権者が別に定めることとしてございます。

第30条は、パート職の公務のための旅費に関する費用弁償の規定であり、これも今までと内容の変更はございません。

申しわけございません。ちょっと読み違いで第29条が抜けました。第29条は、パート職の通勤に関する費用弁償の規定であり、今までと内容に変更はございません。

第31条の委任は、条例の施行に対する町長への委任規定であります。

附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上のとおり、簡単であります。説明をさせていただきます。本制度の詳細につきましては、令和元年11月28日の全員協議会で説明したとおりとなっております。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ちょっと聞き方によっては意地悪な質問かもしれないのだけれども、ここで言う、この条例自体についての私の問題を言っているわけではありませんので、これはこれでいいと思います。ただ、理念としておきたいのは、ここで言っているフルタイム職員と正職員の勤務態様の差は何ですか。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 済みません。勤務条件というか、勤務内容の関係でしょうか。

（「対応」と呼ぶ者あり）

○総務課長（小林嘉仁君） 対応ですか。

（「態様」と呼ぶ者あり）

○総務課長（小林嘉仁君） 勤務対応。ちょっとその部分はわかりづらいところもあるのですけれども、パートタイム職員と、それから一般職の部分につきましては……

（何事か呼ぶ者あり）

○総務課長（小林嘉仁君） 済みません。フルタイムでしたね。フルタイム職員とはほぼ変わらない形になろうかと思えます。ただ、採用条件等ございますので、今回の制度につきましてはあくまでも今までいました臨時職員の部分の条件を上げてあげるといえるか、職

員に近い形にするという制度でございますので、それに基づいて制度を制定したということでございます。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） これ町長に聞く、質問する前提で今聞いたのだけれども、総務課長がまんまと乗ってきたのだけれども、フルタイム職員と正職員の勤務態様だ。態様というのはわかるでしょう。勤務条件も含めて、それから動きまで含めて差はないのです。能力の差と言えますか。それから、職務内容の難しさなんてと言えますか。言えないでしょう。言いたいところだけれども、言えないと思うのですよ。だから、そういうことも含めて言いたかったのは、町長、かつてはやっぱり生計の主たる者に当たる人が何年も臨時職員、いわゆるフルタイムの職員としてやってきた人、頑張っ、見方によれば正規職員以上に有能な働いている人もいた時代もあった。そういうときには、一つの抗弁としては正規の任用試験を受けていないというのを一つの事柄にしてきたけれども、町民が求めているのは立派な職員、いい職員なのです。試験を受けているとか受けていない、関係ない、本当は。だから、基準として採用する側ではそれは必要だということはこれはわかります。ただ、町長、かつてそういった一家のなりわいを主たる人たちの働き盛りの男性、家族長も嘱託職員として何年も雇っていた経験があった。これ私は職員だから、よくわかった。だから、そういう人たちにはやっぱり能力、勤務態度を見て、ある時期には何らかの形で正職員に採用、任用できるような、そういった懐の深さも持つ必要があるのかな。それは、そのときの条件によります、その職員の。だから、言っているように大黒柱として働かざるを得ないような人たちに対するそういった対応が今後も可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○町長（小林生吉君） 過去の経緯については私も承知していないわけではありませんけれども、東海林議員がおっしゃるようなところももちろんありましたけれども、もう一方で最終的に将来正職員にするために臨時的な任用からスタートするというようなことに対しての任用のあり方に対する不透明さ、不公平さということに対する批判もあったのではないかというふうに私は認識をしております。もちろん長く頑張っ、いただいている職員がずっと正職員化とかということが閉ざされるということではないのかもしれませんが、やっぱりそこには公正なルールに基づいて取り扱うということが不可欠ではないかというふうに思っています。基本的には今回制度化されます会計年度任用職員、従前臨時職員として取り扱ってきた任用の職員と正規の職員が行う事務はやはり一定一線を画すところはあるというふうに私は思っています。制度の設計であったり、運用解釈等々、試験で採用された職員として責任ある仕事をしてもらうという意味では、やはり会計年度任用職員と同一という考え方には基本的に私はならないというふうには考えています。ただ、財政上の理由も含めて多くの仕事を会計年度任用職員、従前の臨時職員の人たちの力に頼らざるを得ないという現実は当面大きく解消できないというふうに思っておりますので、こういう新しい制度を含めて基本的にはその身分にある方たちのほうに制度を運用するよ

うな形をとっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○5番（東海林繁幸君） ある意味で町長は積極的に答弁いただいたと思うのですが、基本的には公務員法や地方自治法の一部改正に基づく改正であることはわかっている。今のいわゆる嘱託職員がフルタイム職員として勤務条件が改善される、これは大変いいことだし、私も大賛成です。ただ、この人たちにとって、もしコンプレックスを感じたり、長年自分の仕事に疑問を持つようなことのないようにそういった職員を見る目、評価する目をぜひ幹部の職員も含め町長は見てやって、昇進できるものであればそのときには正式採用できる、その素地だけはかすかでもいいから、残しておいてやってほしいという願いでありますので、よろしく願いいたします。答弁いいですから終わります。

○議長（村山義明君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的には職員の任用、登用というのは試験を経るという原則では持たなければならないというふうに思っていますけれども、今なかなか新規採用というのは困難な状況もあって、社会人に門戸を開いて人材を確保しなければ十分に確保が難しい状況でもありますので、そういう機会はあると思いますので、そこにチャレンジしていただくというようなことが基本になるというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号

○議長（村山義明君） 日程第10、議案第67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第67号をご説明申し上げます。

それでは、議案の14ページをお開き願います。議案第67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の25ページをお開き願います。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正により新たに会計年度任用の職が設けられることに伴い、関係条例の整備等を行うものです。

必要性と背景につきましては、地方行政の重要な担い手となっています臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化や一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化のため、会計年度任用職員に関する規定が設けられたものでございます。

改正する条例は、中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正のほか8条例となっております。

改正の内容としましては、（1）、会計年度任用職員の勤務条件に関する規定の新設ということで、新たに制度化されたことによる報酬、勤務時間、その他勤務条件について必要な規定を設けるものとして第1条、第2条、第6条、第9条となっております。

また、規定の整備としまして、臨時的任用職員の任用の根拠となる条文が整理されたこと等に伴う用語等の整理、条項ずれの解消としまして第3条から第5条、第7条、第8条となっております。

臨時的任用職員とは会計年度任用職員とは別に定められておりまして、職員の休職や派遣、出産等で臨時的、一時的な代替職員の採用を行うものを規定してございます。

それでは、新旧対照表により第1条から順次改正の内容をご説明申し上げます。議案の18ページをお開き願います。第1条は、中頓別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正であり、第3条第1項の規定の改正によりフルタイム会計年度任用職員の状況の公表を義務づけるものであります。また、地方自治法第58条の2の改正により、第6号及び勤務成績の評定は第8号の人事評価において、また職員の退職管理の状況も項目で追加されてございます。第9号として追加し、その後の項ずれを修正するものでございます。

第2条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正であり、第3条の休職の効果、第5項に一般職では3年を超える範囲となっている病休等の範囲を会計年度任用職員に関しては任期の範囲内と定めるものでございます。3年を超えない範囲です、一職では。

議案19ページをごらんください。第3条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

の改正であり、第3条の減給の効果に括弧書きとしてパートタイム会計年度任用職員の報酬を盛り込んだものでございます。

第4条は、公益法人等への中頓別町職員の派遣等に関する条例の改正であり、地方公務員法第22条の表題である条件つき採用及び臨時的任用のうち「及び臨時的任用」を削り、第2項以下が削除されたことから、第22条第1項のうち第1項を削り、第2条、第22条とする規定でございます。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。議案20ページをお開き願います。フルタイム会計年度任用職員の育児休業に際し、第6条第2項の勤勉手当の支給及び第7条の職務復帰後における号俸の調整を行わない規定を追加するものでございます。

第6条は、職務に専念する義務の特例に関する条例の改正であり、会計年度任用職員の義務の免除は任命権者が定めるとした規定を第2条第2項として追加するものです。これにあわせて表題及び各条項の文言の修正を行ってございます。

議案21ページをごらんください。第7条は、中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正であり、非常勤職員から制度変更を行う会計年度任用職員に名称を変え、地方公務員法上の規定を明確にする規定でございます。

第8条は、中頓別町職員定数条例の改正であります。

議案の22ページをお開き願います。第1条第1項の第22条第2項の臨時的任用職員の項目が、第22条の3第1項に移行しているための改正でございます。この改正に伴い第7号の育児休業に関する法令名が変更となっておりますので、あわせて改正を行い、第1条第1項の文言も修正を行うものでございます。

第9条は、職員給与と条例の改正であり、第1条は文言の追加、第3条第3項は改正される第20条の2に掲げる職員として会計年度任用職員の規定、議案23ページをごらんください。第20条の2では、表題を「非常勤職員等の給与」から「会計年度任用職員の給与等」に改め、第1項から第6項まで中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で制定した内容で規定するものでございます。

議案24ページをお開き願います。第21条は文言の修正であり、第1条で追加した文言に合わせて文言を修正するものでございます。

議案の17ページをお開き願います。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上のとおり、9条例について、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第67号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号

○議長（村山義明君） 日程第11、議案第68号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第68号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第68号をご説明申し上げます。

議案の26ページをお開き願います。議案第68号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年12月9日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案の29ページをお開き願います。改正の要旨、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正であります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。議案の28ページをお開き願います。第8条第2項の次に第3項、「前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」を追加するものであり、働き方改革である人事院規則の改正に伴い、超過勤務時間の上限を設けるものでございます。超過勤務時間につきましては、時間外労働の条件としまして、月に休日労働を含まず45時間、年間では休日労働を含まず360時間と上限設定を行うものでございます。繁忙期の一時的な措置としての上限規定は、休日労働を含まず年に720時間、単月では休日労働を含み100時間未満、ただし休日労働を含む複数月平均は80時間で、月数は6回までとすることを人事院規則の改正に合わせて規則で改正を行うものでございます。

議案の27ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上のとおり、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いた

だきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第68号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（村山義明君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日12月10日午前10時から会議を再開して審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、あす12月10日午前10時から会議を再開して、議案第69号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（村山義明君） 本日はご苦労さまでした。これで終わります。

（午後 3時02分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員